

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 四〇一
- 県営土地改良事業計画を定めた件 四〇二
- 保安林の指定施行要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所有者等の所在が不明のため当該通知の内容を掲示した件 四〇三
- 道路の区域を変更する件 四〇四
- 道路の供用を開始する件 四〇五
- 都市計画を変更した件 四〇六

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件 四〇七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四〇八
- 土地改良法により換地処分をした旨届出があった件 四〇九
- 随意契約の相手方を決定した件 四一〇
- 落札者を決定した件 四一一

告 示

福島県告示第五百五十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十四年十二月四日福島市に招集する。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

（総務課）

福島県告示第五百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、作田前地区に係る県営農用地災害復旧関連区画整理事業を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十四年十一月二十一日から
同 年十二月十日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
新地町役場

（農村計画課）

福島県告示第五百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 所在の不明な者の氏名
根本留吉
- 二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定実施要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定実施要件については、保安林の指定実施要件を変更する予定である旨通知があった件（平成二十四年福島県告示第四百九十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第五百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所平成二十四年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道柳津 昭和線	河沼郡柳津町大字琵琶 首字一ノ平一五〇九番 地先から 同 郡同 町大字琵琶 首字中井三〇二番地先 まで	変更前	A 三・五 B 四二・四	八二八・一
		変更後	A 三・五 B 四二・四	八二八・一
			B 一〇・六 七〇・八	九四〇・〇
				九四〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十四年十一月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道柳津昭和線	河沼郡柳津町大字琵琶首字一ノ平一五〇九番地先から 同 郡同 町大字琵琶首字中井三〇二番地先まで	平成二十四年十一月二十五日

(道路計画課)

福島県告示第百六十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県南都市計画下水道を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

一 新たに都市計画に含まれた土地の区域
白河市のうち向寺、金子平、薄葉、葉ノ木平、弥次郎窪、六反山、飯沢山の各一部の区域

公 告

- 都市計画を変更した土地の区域
- 白河市のうち鶴巻山、飯沢、金勝寺、白坂三輪台、白坂一里段の各一部の区域
縦覧に供する図書
- 総括図、計画図及び計画書の写し
- 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県南建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 申請のあった年月日
平成二十四年十一月七日
- 名称
特定非営利活動法人えんじょらいふ福祉会
- 代表者の氏名
飯塚 啓子
- 主たる事務所の所在地
福島県福島市南沢又字前田五番地の二十七
- 定款に記載された目的
この法人は障がい者に対して地域活動支援事業及び、芸術文化活動事業を提供するとともに自立生活に必要な支援を行い、地域社会に貢献し、地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第百三十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤雄平

- 申請のあった年月日
平成二十四年十一月十二日
- 名称
NPO法人地域生活サポートセンター鏡石
- 代表者の氏名

四 深谷 知生
主たる事務所の所在地
福島県岩瀬郡鏡石町百六十三番地

五 定款に記載された目的
この法人は、自閉症を主とする発達障がい児者に対して視覚的支援と物理的構造化を用いた療育的支援に関する事業を行い、能力に応じて自立と就労に向けた技能を獲得し、障がい特性を活かした社会参加を目指すことを目的とする。

(文化振興課)

公告第三百三十一号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平

土地改良区の名称
郡山市河内土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 重佳 郡山市逢瀬町河内字屋敷二〇番地

同 遠藤 喜一 市逢瀬町河内字日室一一〇番地

同 柳田 勝 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

同 橋本 覚 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地

同 渡邊 勝行 市逢瀬町河内字屋敷九三番地

同 遠藤 貢 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地

同 古田 正実 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地

同 佐藤 茂 市逢瀬町河内字屋敷一五四番地

同 石川 久一 市逢瀬町河内字屋敷一七三番地

同 保科 吉夫 市逢瀬町河内字下石田町五六番地

同 古川 武 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地

同 星 勇 市逢瀬町河内字屋敷一九番地の三

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 遠藤 喜一 郡山市逢瀬町河内字筑内一一一番地

同 柳田 勝 市逢瀬町河内字日室一一〇番地

同 遠藤 重佳 市逢瀬町河内字屋敷二〇番地

同 渡邊 勝行 市逢瀬町河内字屋敷一〇九番地

同 橋本 覚 市逢瀬町河内字蔵田二五五番地の三

同 遠藤 貢 市逢瀬町河内字屋敷九三番地

同 古田 正実 市逢瀬町河内字水上一〇〇番地

同 佐藤 茂 市逢瀬町河内字屋敷一五四番地

同 古川 栄 市逢瀬町河内字上滝四一番地

同 古川 武 市逢瀬町河内字新小屋一〇番地

同 星 勇 市逢瀬町河内字屋敷一九番地の三一

同 保科 吉夫 市逢瀬町河内字下石田町五六番地

(農村計画課)

公告第三百三十二号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、会津坂下町只見川土地改良区から平成二十四年十一月七日上ノ原地区の区画整理事業に係る換地処分をした旨届出があった。
平成二十四年十一月二十日

福島県知事 佐藤 雄平
(農地管理課)

公告第333号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム機器の賃貸借について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。
平成24年11月20日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 随意契約に係る借入物品の名称及び数量
福島県河川流域総合情報システム機器 一式（据付け、調整、機器保守等一式を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年10月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通リーナス株式会社 東京都千代田区神田練馬町3番地
- 5 随意契約に係る契約金額
659,395,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

(土木総務課)

公告第334号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年11月20日

福島県知事 佐藤 雄平

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
ノート型パソコン 2,503台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額
91,196,805円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成24年8月28日

（入札用度課）